

第9回 幸福追求権 (1)

1. 幸福追求権の意義

- ・ 13条は、かつては、第3章に列挙された具体的な個別の人権の総称ないしは人権規定の一般原理と解されていたが、現在では、幸福追求権として、また、プライバシーの権利や環境権などといった憲法の条文にはないが憲法上保障すべき人権の根拠規定として、裁判上の救済を受けることができる具体的権利であると解されている。
- ・ 幸福追求権の内容については、あらゆる生活領域における行為の自由と解すべきか、個人の人格的生存に不可欠な利益を内容とする権利のみをいうと解すべきか、争いがある。
- ・ 個別の人権条項との関係については、13条が個別的規定と競合して保障すると解すべきか、個別の人権が妥当しない場合に限り13条が適用されると解すべきか、争いがある。
- ・ 13条を根拠にさまざまな主張がなされているが、判例が13条を根拠とする新しい人権として明示的に認めたものは、あまり多くはない。最高裁判所は、京都府学連事件判決（最大判昭和44年12月24日刑集23巻12号1625頁）で、それを「肖像権と称するかどうかは別として」という留保を付けたうえ、承諾なしにみだりに容貌等を撮影されない自由を認め、住基ネット訴訟判決（最判平成20年3月6日民集62巻3号665頁）で、「憲法13条は、国民の私生活上の自由が公権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しているものであり、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有する」と判示した。そのほかに、最大判昭和45年9月16日民集24巻10号1410頁において、「喫煙の自由は、憲法一三条の保障する基本的人権の一に含まれるとしても」との記述が、また、北方ジャーナル事件判決（最大判昭和61年6月11日民集40巻4号872頁）では、「人格権としての個人の名誉の保護（憲法一三条）」との記述が、それぞれある。
- ・ 人格権とは、身体、名誉、信用、肖像、氏名など、個人の人格的価値に関わる利益を侵害されない権利を意味する。

2. プライバシーの権利

- ・ プライバシーの権利とは、かつては、「私生活をみだりに公開されない法的保障ないし権利」と狭く定義された（「宴のあと」事件東京地裁判決（東京地判昭和39年9月28日判時385号12頁））。

- ・ 今日では、自己に関する情報をコントロールする権利として理解する見解が有力である。
- ・ プライバシーの権利を自己情報コントロール権としてとらえると、個人の人格的生存に関わる重要な私的事項を、公権力の介入なしに各人が自律的に決定できる自由が、情報プライバシー権とは別個の憲法上の権利と解されることになる。

○ 「宴のあと」事件第一審判決（東京地判昭和 39 年 9 月 28 日判時 385 号 12 頁）

元衆議院議員・外務大臣の X は、1959（昭和 34）年の東京都知事選挙に日本社会党から推薦され立候補し、落選した。Y₁（三島由紀夫）は、翌年、「宴のあと」と題する小説を月刊誌に連載し、後に Y₂（株式会社新潮社）を通じて単行本として出版した。その内容は、元外務大臣の野口雄賢と料亭の女将を主人公とし、2人の結びつき、東京都知事選挙への野口の立候補、その失敗、福沢の支援、資金調達、選挙後の離婚に至るまでを具体的に描写しており、当時の周知の事実を交えながら、この小説が X をモデルとしたことを読者に意識させながら私生活を暴露するかのごとく描かれていた。そこで、X は、Y₁ 及び Y₂ を相手どり、プライバシーの侵害を理由に謝罪広告と損害賠償を求める訴えを提起した。

第一審判決は、プライバシー侵害の要件として、公開された内容が、(1) 私生活上の事実または事実らしく受け取られるおそれのある事柄であり、(2) 一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立った場合、公開を欲しないであろうと認められる事柄であり、かつ (3) 一般の人々にいまだ知られていない事柄であり、このような公開によって当該私人が現実には不快・不安の念を覚えたことを必要とする（当該私人の名誉・信用という他の法益を侵害するものであることまでは必要ではない）という 3 つの要件を示し、本件では、プライバシーの権利の侵害があったと判示した（X に対する損害賠償請求を認めた）。なお、その後、Y₁・Y₂ は控訴するが、裁判中に X が死亡したため、X の遺族と Y₁・Y₂ との間で和解が成立した。

【宿題】エホバの証人輸血拒否事件最高裁判決（I-23）及び大阪空港訴訟最高裁判決（I-24）の事実の概要及び判旨を読んでおく。余力があれば、解説についても目を通しておく。

Quiz

- Q9 幸福追求権の内容については、「公共の福祉に反しない限り一般的に自由を拘束されないという一般的自由権をその内容とする」という一般的行為自由説に対し、「個人の人格的生存に不可欠な利益を内容とする権利の総体である」という人格的利益説がある。これら 2 つの見解に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付しなさい。
- ア. 裁判所が「新しい人権」を明確な基準なしに憲法上の権利として承認することになると、裁判所の主観的な判断によって権利が創設されるおそれがある。その点、人格的利益説は、「新しい人権」の承認について種々の要素を考慮して慎重に決定することを求める見解といえる。
 - イ. 一般的行為自由説は、公権力による制約に対して人権保障の範囲を広げる見解であるのに対し、人格的利益説は、不可欠性という厳しい要件の下で人権保障の範囲を決るので、人権保障の範囲が狭くなりすぎるおそれがある。
 - ウ. 一般的行為自由説は、公共の福祉に反しない範囲で人権を認め、更にこれに対する公共の福祉による制約を認めるので、かえって人権保障を弱めるおそれがあるが、人格的利益説は、人権の範囲を絞った上で公共の福祉による制約を否定するので、結局人権保障に資する。